

FIT制度 積立制度開始後は過少申告の可能性あり

設備廃棄前の廃棄等費用は買取金額に加算

(04頁)

太陽光発電等により発電された電気を電力会社等が買い取る「再生可能エネルギー買取制度」(FIT・FIP制度)では太陽光発電設備の廃棄等費用を積み立てる「廃棄等費用積立制度」が令和4年7月から開始している。太陽光発電事業の認定事業者(認定事業者)には毎月、「廃棄等費用控除後」の買取金額が電力会社等から振り込まれるところ、税務上は廃棄時に費用化するため、太陽光発電設備の廃棄等が生じていない段階は、「廃棄等費用控除前」の買取金額を収入として申告する必要がある。控除された廃棄等費用分が計上漏れとなり、過少申告となっている可能性がある。

令和4年7月から原則、源泉徴収的な廃棄等費用の外部積立 てが開始

FIT・FIP制度とは、再生可能エネルギー(太陽光発電・風力発電・水力発電・地熱発電・バイオマス発電)で発電した電気を、電力会社等が買い取ることを国が保証する仕組み。FIT制度は電力の受給にかかわらず買取価格が固定化されているのに対し、FIP制度は市場連動型で買取価格に一定の補助額が上乗せされる。FIT制度が平成24年7月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(再エネ特措法)に基づき先行的に導入され、太陽光発電事業を中心に導入が拡大している。

一方、太陽光発電事業は事業の終了後、発電設備の放置・不法投棄が懸念されていたことから、平成30年4月に廃棄等費用の積立が義務化。令和4年7月に原則、源泉徴収的な外部積立を行う「廃棄等費用積立制度」が創設された。

同制度では、事業用太陽光発電(10kW以上)のFIT・FIP認定事業者を対象に、毎月の検針日において、買取金額から廃棄等費用に充てるための積立金が控除される。国が指定する電力広域的運営推進機関(推進機関)が積立金を管理し、認定事業者は太陽光発電設備の廃棄等発生時に推進機関に対して積立金の取戻しを申請し、廃棄等費用に充てることとなる。積立金の確認については、電力会社等から毎月発行される買取代金の明細書や、推進機関の再エネ業務統合システムに事業者情報を登録することで把握が可能。設備廃棄時の積立金の取戻申請も同システムを介して行う必要がある。

同制度の積立開始は原則、買取期間終了日から起算して10年前の日以後の最初の検針日で、最も早い事業の場合は令和4年7月1日から積立開始となる(【参考】)。すなわち、同制度の対象設備を有するFIT・FIP認定事業者で、かつ、積立開始の場合には、買取金額から廃棄等費用が控除される。そのため、申告時に設備廃棄等が未発生 of 事業所得者等に

においては、令和4年分以降の積立対象期間は“廃棄等費用控除前”の買取金額の合計額を収入とする必要がある。“廃棄等費用控除後”の買取金額の合計額を収入として申告している場合には、控除された廃棄等費用分が計上漏れの状態で過少申告となっている可能性がある。

事業所得等の必要経費算入は実際の支出時に申告

FIT・FIP制度における廃棄等費用積立制度について、その対象は10kW以上の事業用太陽光発電の認定事業者であることから、給与所得者が副業や事業的規模で行う場合や、建物等の貸付けの際の電力供給として用いる場合には、その所得区分は雑所得や事業所得、不動産所得に該当することが考えられる（[所法26](#)、[27](#)、[35](#)）。これらの所得計算上の必要経費に算入すべき金額については、別段の定めがあるものを除き、売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額とされ、必要経費の算入は、その年において債務の確定しているものに限られる（[所法37](#)、[所基通37-1](#)、[37-2](#)）。

資源エネルギー庁の廃棄等費用積立ガイドラインでは、太陽光発電設備の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理は、発電事業者の責任の下、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に基づき行う必要があるとしている。また、認定事業者は発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合等には、推進機関への申請により積立金の全部又は一部を取り戻すことができるとし、申請書に加え、廃棄等を行うことを証する書面（廃棄等を完了した場合は完了したことを証する書面）及びその費用の額を証する書面を添付しなければならない（再エネ特措法15の15、再エネ特措規13の7）。

こうした状況を踏まえた場合、一般的に、廃棄等費用に係る積立金が必要経費に算入されるのは、買取期間中又は買取期間終了後の実際に廃棄等が行われた年分となる。廃棄等が行われていない場合は各所得計算上の必要経費に算入することはできず、積立制度により控除された廃棄等費用の額を買取価額に加えた上で申告する必要がある。また、法人税法上も同様で、損金の額に算入される償却費以外の費用は債務の確定しているものに限られることから、別段の定めを除き、実際に廃棄等が行われた事業年度に損金算入することとなる（[法法22](#) ③、[法基通2-2-12](#)）。

なお、税額を少なく申告していた場合は修正申告が必要となる。修正申告による税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに延滞税と併せて納めることとなる。

【参考】太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要と積立期間のイメージ

対象	10kW以上の太陽光発電設備のFIT又はFIP認定事業者（複数太陽光発電設備事業者を含む）
積立方法	買取金額から解体等積立金を控除し、電力広域的運営推進機関に積立て
積立単価	調達単価等の算定において想定されている廃棄等費用の水準に基づき決定
積立期間	買取期間終了前の10年間
積立頻度	月ごと（買取金額の支払と同時）
積立金の管理	電力広域的運営推進機関にて管理
積立金の取戻し	電力広域的運営推進機関に申請。廃棄処理が確実と見込まれる資料の添付が必要
制度施行時期	令和4年7月1日 ※買取期間終了時期に応じて、積立開始時期が異なる

